

第4回多治見市高齢者保健福祉計画策定委員会

会議録【要旨】

1. 開催概要

開催日時	令和5年12月8日（金）13:30-15:00
会場	多治見市役所 駅北庁舎4階
出席者	三島直也委員、柴田ひとみ委員、安江巧委員、大藪元康委員 山田久也委員、櫻井きよみ委員、山田隆司委員、増倉保久委員 加藤盛斗寛委員、伊藤香代委員、加藤泰治委員
欠席者	良盛典夫委員、野々垣直美委員、清水直子委員、加藤孝春委員
議題	1. 「多治見市高齢者保健福祉計画2024」の素案について ・ 取組み内容について 2. 「多治見市高齢者保健福祉計画2024」の指標について 3. 介護保険サービス推計について 4. その他
配布資料	① 次第 ② 席次表 ③ 資料1 多治見市高齢者保健福祉計画2024（素案） ④ 資料2 多治見市高齢者福祉計画2024の活動指標（案） ⑤ 資料3-1 第9期介護保険事業計画策定に向けたワークシート 【総括表】 ⑥ 資料3-2 サービス見込み量 ⑦ 参考資料1 委員からの意見 ⑧ 参考資料2 策定スケジュール

2. 会議録要旨

開 会

事務局

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。会議に入る前に資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1「多治見市高齢者保健福祉計画2024（素案）」、資料2「多治見市高齢者福祉計画2024の活動指標（案）」、資料3-1「第9期介護保険事業計画策定に向けたワークシート」、資料3-2 サービス見込み量、参考資料1「委員からの意見」、参考資料2「策定スケジュール」、以上については事前に郵送させていただいております。今回、資料1と資料3-1の差替版を机上に配付しておりますので、お手数ですが差替えをお願いします。もし不足がございましたら挙手で教えていただきたいと思います。

本日は、良盛委員、野々垣委員、加藤（孝）委員、清水委員がご都合で欠席されていますので報告します。それではこれより先の進行は委員長をお願いします。

委員長

それでは、第4回多治見市高齢者保健福祉策定委員会を始めます。本日の会議は、多治見情報公開条例に基づき公開とし、議事録については、事務局で取りまとめの上、委員の皆様にご確認いただいた後、委員名を公表せずホームページ上で公開したいと思いますが、ご了承いただけますか。（意見なし）

1. 「多治見市高齢者保健福祉計画2024」の素案について

委員長

次第1「多治見市高齢者保健福祉計画2024」の素案について、事務局から説明願います。

事務局

それでは、最初に参考資料1をご覧ください。前回の委員会で議論いただいた取組み内容に関する意見について事務局で検討しました。5-3（1）の「①災害予防、感染予防の情報を発信します」という取組みを予防対策に関する情報にすべきではないかという意見をいただき、委員の意見が妥当と判断し、「災害や感染症予防対策に関する情報を発信します」と変更したいと考えます。

また、今回の議題である指標を検討する際に、事務局で取組みについても精査した結果、文言修正等を行いました。大きく変更した点のみ説明します。

2段目、1-3（1）です。「医療・連携相談の窓口を運営します」から「相談」を削除し、「医療介護連携の窓口を運営します」と変更するものです。理由は、2つの相談窓口のほかに医療介護連携室も運営していますので、相談の文言を削除するものです。

1-5（2）①「介護事業所に対する業務改善、生産性向上に向け、地域医療介護総合確保基金の積極的な活用を促します」を、修正後では、「介護事業所における業務改善・生産性向上に資するため、地域医療介護総合確保基金の積極的な活用に向けた情報を提供します」とするものです。この基金は岐阜県の基金で、多治見市として活動を促すことができないことから、情報

提供に変更するため、文言を修正したものです。

1-5(2)②「国・県と連携し、生産性向上のための支援・施策を推進します」の「生産性向上」を「職場環境整備」に改めるものです。これは1-5(2)①に生産性向上の文言がありますので、重複しないように修正するものです。

裏面の3-1(1)③「地域で開催される健康増進・介護予防活動を支援します」を「地域主体で行われる健康増進・介護予防活動を支援します」に変更するものです。地域で開催されるという文言では、市が開催するのか地域主体で開催されるのか分からないことから、「地域主体で行われる」という表現とするものです。

4-1(2)「集いの場におけるトイレ改修・手すり・スロープ設置工事の費用を補助します」を、「集いの場が開催される集会所のトイレ改修・手すり・スロープ設置等の費用を補助します」と改めるものです。修正前の「集いの場」はサロンのことですので、サロンにおけるトイレ改修になってしまいますので、サロンが「開催される集会所の」と変更するものです。

そのほかは簡単な文言修正でございます。

それでは、資料1 差替版をご覧ください。

28 ページでは、第3章計画の基本的な考え方として、基本理念、基本目標を掲載しています。一番下の二重線で囲った部分には、第9期計画期間中に重点的に取り組む事項として4項目挙げました。これは、今までの議論において、メリハリをつける、分かりやすく見せるという意見がありましたので、第9期計画から掲載したものです。

もう1点、誰が実施するのか明記してほしいという意見がありましたが、この計画自体基本的に多治見市が行う事業計画です。一部には、保健センター、保険年金課、都市政策課の事業もありますが、そのほとんどの実施者は高齢福祉課です。社会福祉協議会や東濃成年後見センター、地域包括支援センターなどに委託している事業も含めて、高齢福祉課が行うものですので、実施者は明記していません。また、サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、サロンという表記があるものについては、多治見市が支援するという取組みにしていますので、ご了承願います。

35 ページには、施策体系を掲載しています。29 ページから34 ページが抜けていますが、今後肉付けをして、最終的に冊子にする段階までには盛り込みます。委員会で議論していただいた部分だけを資料1として作成しており、この形でパブリックコメントに付したいと考えています。

36 ページから第4章の施策の展開として具体的な取組み内容を記載しています。

36 ページにより資料の構成を簡単に説明します。

2行目の第1節、第5節までありますが、これが基本方針です。3行目の1-1と書かれた部分が推進施策で、5-3まで続きます。4行目の下線部が施策になります。ここまでが委員会で決定いただいたところです。

その下に続く文章は施策を簡単に説明したもので、その下に前回の委員会から議論いただいている主な取組みがあります。その下の表には、関連した活動に対する指標やサービス量の見込みを掲載しています。活動指標については次第2で、サービス見込み量については次第3で議論いただきます。

改めて36 ページから説明します。重点的に取り組む事項として掲げているように、身近な地域包括支援センターの運営を目指し、周知や地域との関係性強化に努めます。

38 ページ、住民主体サービスと地域における支え合い体制づくりの充実強化を目指し、43 ページ上段の生活応援員を育成し、人財の確保に努めます。

45 ページ、第2節 基本方針2、認知症施策の推進になります。今後増加が予想される認知

症高齢者やその家族等を支援するために、認知症に対する理解を深め、認知症サポーターを育成します。

50 ページ、高齢者の孤立・フレイルを防止するため、身近な場所でのサロンづくりやサロン活動、高齢者団体や高齢者が活躍する場づくりを支援します。53 ページから 61 ページには、居宅・施設・地域密着型サービスや地域支援事業の簡単な解説と見込み量を記しています。

62 ページ、ケアプラン点検や事業所の運営指導などを実施し、介護保険サービス事業の適正な運営に努めます。64 ページ、5-3 の災害感染症予防対策として、非常時におけるサービス事業所の円滑な運営を支援します。

資料 1 は以上ですが、計画全体として第 1 章から第 5 章で前期計画と同様の形で構成したいと考えています。第 1 章では計画策定に至った経緯、第 2 章では高齢者を取り巻く状況と課題、第 3 章が計画の基本的な考え方、今後内容を詰めていきます。第 4 章は資料 1 の部分で、第 5 章では後ほど議論いただきますサービス給付被保険者数、要支援・要介護認定者数の推計などを掲載します。「高齢者福祉計画 2024」の素案についての説明は以上です。

委員長

資料 1 について、意見、確認事項等はありませんか。

委員

まず 1 点、1-5 に生産性向上という文言が 2 箇所あります。医療の分野ではあまり生産性向上という文言は使わないですが、介護分野における生産性向上とはどのような定義ですか。

事務局

生産性向上については、介護人財が不足している中で、できる限り少ない人数でできる限り多くのサービスを効率的に提供することと認識しています。例えば、介護ロボット、ICT、AI の導入や介護事業所同士のネットワークの構築などです。

委員

事故防止と事故対応では、「事故報告書を活用した事故検証を行います」、「再発防止情報を発信します」と書かれていますが、事故情報を市に対して報告する義務があるのですか。

事務局

施設の指定区分により多治見市または岐阜県に対して報告する義務があります。例えば、利用者が壁に軽く手をぶつけたという場合には事故報告は要りませんが、車椅子から落ちたり転んだりして医者にかかったという事故については、報告をいただくことになっています。

委員

医療現場では、インシデントとして施設内で起こったトラブルを全部記しておいて、何年かに 1 回保健所がチェックをしますが、介護事業所にもそのような義務があるのですか。

事務局

事故やヒヤリハット、苦情相談についても記録を残しておく義務があります。事業所の認定期間が概ね 6 年ですが、その期間中に一度は多治見市または岐阜県もしくは合同で施設の運営指導を行い確認しています。

事故報告等を受けたことについては、1年分をまとめて、翌年度の夏ごろ介護事業所が集まる集団指導の場で報告し、再発防止策を共有しています。

委員

例えば、施設の清掃、環境整備、ベッドメイキングなどについては、介護福祉士の資格のない方に担っていただき、介護福祉士には極力介護に専念してもらっています。正規職員の採用が非常に難しい状況ですから、外国人労働者とも採用面接をしています。

また、インシデントの報告については、社会福祉法人の理事会でも報告をし、その後多治見市の集団指導を受けています。

委員長

1-5の2の表現は、生産性向上に資するという表現を修正した方がよろしいですか。

委員

生産性向上というのはあまり似つかわしくないような気がしますので、ほかにいい表現があれば修正したいと思います。

委員

公務員はサービス業ですので、利潤を追求するわけではないですが、業務改善等による最小限の経費で最大のサービスを提供できるよう努めています。生産性と言うと物を生産すると取られがちですが、多治見市でもこの言葉を随分使っています。当然サービス業あるいは介護、医療でも十分通用すると考え、この言葉を使っていることを認識していただきたいと思います。

委員長

基金の活用に関連で事務局から発言願います。

事務局

生産性向上という文言は、厚生労働省で使っている言葉になります。第2回の策定委員会において国が示した基本指針案を提示しましたが、その中にも、「今後都道府県が主導して生産性向上のための支援や施策を総合的に推進する」とされており、これに合わせて使っておりますので理解いただきたいと思います。

委員長

国の指針で使われているものですので、この表現のままとしたいと思いますが、いかがですか。(意見なし)

委員

44ページに「中核機関である東濃権利擁護センターにおいて、成年後見制度の利用促進」という文言はありますが、「社会福祉協議会が日常生活自立支援事業を実施」しているという文言がないため、追加してはいかがでしょうか。

委員長

44ページは、社会福祉協議会が実施される日常生活自立支援事業、中核機関である東濃権利

擁護センターにおいて成年後見制度の利用促進ということで、社会福祉協議会の文言を入れていただければと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

事務局

日常生活自立支援事業については、各市の社会福祉協議会が行っていますので、文言を追加したいと思います。

委員

目標値はアンケートを基に作成されたものですか。

事務局

次第2と次第3で説明させていただこうと思っておりますが、3年度、4年度、5年度の実績等から導き出したものです。

委員

44ページの日常生活自立支援事業については、社会福祉協議会を追加した方が適切です。特に後見制度よりも日常生活自立支援事業の方が制度的に使いやすい事業ですので、分かりやすく書いていただけると助かります。

委員

55ページ、⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護ですが、「現在の本市の特別養護老人ホームの利用状況からは、短期利用分に一定程度の余剰が認められます」と書いてあります。これは、一般的に特養等を短期に使うことから書かれていますが、一般の人から見ると非常に分かりにくいと思います。⑥の通所介護には（デイサービス）と書いてありますし、58ページの介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と書いてありますので、ここには括弧書きで（ショートステイ）とすれば、分かりやすくなると思います。

事務局

ショートステイという括弧書きを追加します。

委員

認知症サポーター養成講座を受講しましたが、1人が理解してもなかなか他人には伝わらないと思いますので、もっと広く伝える方法があればお願いしたいと思います。

また、51ページ、サロンなどの集いの場への支援に関して伺います。例えばDVDを使って運動をしたい場合、DVDなどの備品の購入をお願いできるのですか。

事務局

サロンへの支援については社会福祉協議会に委託し支援してもらっています。活動費の助成については1回の開催ごとに、備品についても年間で一定の予算を確保し、いろいろなサロンで使えるような備品を購入してもらっています。ポッチャもその費用で購入したものです。

委員

ひまわりサロンについては、社会福祉協議会が取りまとめをし、市内の120ほどのサロンに

支援をしています。

DVD等の備品については、それぞれのサロンで購入するのは費用が嵩みますので、社会福祉協議会が所有する備品を貸し出しています。ぜひ活用してください。

委員長

51 ページの表現については、市の予算で社会福祉協議会が実施していますので、「社会福祉協議会が窓口として助成しています」というような表現があると伝わりやすいと思います。

また、45 ページの認知症サポーターの育成について、初期集中支援チームと同様にサポーターの周知や広報という文言を入れて、まず知ってもらい、45 ページ下段②のサポーターによる地域での活動を支援しますと、より充実させていくと思いますので、まず認知症サポーターについて知ってもらう部分があるといいと思います。

委員

国が示した1つの大きな課題として人財確保がありました。4つの重点的に取り組む事項には人財確保の文言は入っていません。全国的には介護事業所における従業員の不足が問題になっていますが、多治見市の現状では、それほど表面化していないのでしょうか。

事務局

重点的に取り組む事項は、国の施策というより、昨年度実施したアンケートから見えてきた課題に対する施策を挙げています。3年間のコロナ禍で引きこもりが増えたため、地域の支え合いや徒歩で行ける身近なサロンづくりが必要だと考えています。

また、今後認知症の人が増加することが心配されていますので国の認知症基本法に合わせて多治見市においても認知症施策にしっかり取り組むことや、相談機関がどこなのか分からないというアンケート結果から身近な相談機関として地域包括支援センターを周知し活動を強化することを、重点として挙げています。

人財不足についてはヘルパー不足などのいろいろな課題があり、今年度から市内の事業所から広く意見を募集しているところです。介護現場からの意見が一番有効的だと思い、意見を聞きながら今後1つずつ進めていきたいと思っています。

委員

認知症になっても残された能力がありますので、サポートではなく、一緒に社会で生きていくための方向性を持たせた方がいいと思いますが、認知症初期集中支援チームはどのような仕事をするのですか。

事務局

認知症初期集中支援チームは、認知症に詳しいサポート医1人と6つの地域包括支援センターの職員をチーム員として、毎月会議を開催しています。日頃から地域包括支援センターが支援している中で介護保険や医療につなげづらい困難な事例等の支援方法を検討しています。

認知症については、今後増加が予想される中で、一般の方に啓発が必要と考え、市民向けの研修会や認知症サポーター養成講座を開催しています。認知症サポーター養成講座は、認知症を学ぶきっかけとして、中学校1年生にも受けていただいています。そのような機会を増やして理解を促進していきたいと考えています。

委員が言われたとおり認知症への偏見もあるため、正しい理解を講座の中で知らせています。

また、共生は国の指針にも入っていますので、見守る体制づくりにも注力していきたいと思っています。

事務局

多治見市としては、認知症になっても残された能力をできる限り生かして、その人らしく生活できるようサポートをしていきたいと思ひますし、そのようなことを周知していきたいと思ひます。

委員長

ほかに意見はありませんか。(意見なし)

2. 「多治見市高齢者保健福祉計画2024」の指標について

委員長

それでは、次第2「多治見市高齢者保健福祉計画2024」の指標について、説明願ひます。

事務局

「高齢者保健福祉計画2024」の指標について、資料2の1ページをご覧ください。

高齢福祉計画の取組みごとの活動指標ですが、基本的には前期計画の指標を踏襲し、一部を修正しました。令和3年度、4年度、5年度9月末までの活動実績と、6、7、8年度の活動見込みを示しています。活動見込みについては、3年度、4年度の平均値に5年度前期の実績を加味した形で推計しました。5年度前期を2倍にすると、指標によっては約2年分になってしまうものもあるため3、4年度の平均値に5年度の前期の実績を加味した形で推計しています。

例えば1-2(1)住民主体サービス実施団体数は延べ数ですので、5年前期の4が最新の数値であり、これを基に6、7、8年は5、5、6という形にしています。1-5(1)生活応援員育成講座の延べ認定者数は144が最新ですので6、7、8年度とこれから増えていくような形にしています。

1ページの1-1(1)身近な地域包括支援センターの運営では、地域包括支援センターの相談数を指標としています。3年度、4年度の平均では、12,300ほどになりますが、5年度前期の実績が多いため、6、7、8は13,000人と見込んでいます。不明な点はお質問をいただきたいと思います。

また、6ページの指標は、次第3、資料3-2で説明いたしますので、ご了承願ひます。説明は以上です。

委員長

各指標についてご意見、ご質問はありませんか。

委員

資料2ページ、1-5(1)生活応援員育成講座の延べ認定者数が5年度前期で144ですが、受講者はどんな活躍をしてみえますか。

事務局

現在、4つの小学校区の地域福祉協議会において、ごみ出し支援やサロンを開催していますが、その団体設立には生活応援員1名以上の配置要件がありますので、その団体で活躍されています。また、介護事業所に勤務し緩和型サービスの担い手になる場合もあります。

事務局

超高齢化社会で介護人財不足になり、介護のプロだけでは高齢者を支え切れないという現象が起きています。市としては、生活応援員講座により介護に対する知識を学んでいただき、地域で地域の人々を支えていただくことを目指していますので、知り合いの方があれば生活応援員講座を受けていただくようにPRの協力をお願いします。

3. 介護保険サービス推計について

委員長

次第3、介護保険サービス推計について、事務局より説明願います。

事務局

資料3-1をご覧くださいと思います。

説明の中で「見える化システム」という言葉を多用します。このシステムは、国が運用するシステムで、都道府県や自治体が介護保険事業計画を策定・実行する際の支援をするためのシステムです。

その機能の1つに将来推計という機能があります。システムには毎月の実績等が反映されており、その数字を基に自然推計という形で将来的な介護給付の推計等ができます。日本中の自治体が現在第9期計画を策定中ですが、この機能を使用して国へ報告しつつ、推計を導き出しています。説明で自然推計あるいは将来推計という言葉が出てきたときは、基本的にこのシステムから数字を用いているとご理解願います。

このワークシートには、左から第8期の推計として令和3年度から5年度、その右側に第8期3年の実績、第9期の推計として令和6年度から令和8年度まで、その右に令和12年度、22年度、32年度の推計値を示しています。令和22年は、いわゆる2040年問題という年に該当し、高齢者人口の割合が最大化し、なおかつ生産年齢人口が急減する頃で、一番バランス的に苦しくなると言われている時期です。8期の計画にも令和22年度の推計を掲げていました。今回は22年度とその前後10年、令和12年度と令和32年度の推計を合わせて出しますので、ご承知をお願いします。

1番の被保険者数については、総数が第1号被保険者と第2号被保険者の推計の合計で、毎年減少します。その内訳の第1号被保険者数は増加傾向、第2号被保険者は既に減少傾向になっています。

75歳以上の方の増える率が、74歳以下の方の減る率を上回っているため、しばらくの間は増えていく見込みです。第1号被保険者数も、2040年以降は減少に転じます。これ以降も75歳以上の方は増えますが、74歳以下の方の減少率がそれを上回るという形で減っていくという推計をしています。

2番目の認定者数も見える化システムから推計しています。被保険者数と同じ傾向で2040年をピークに減少に転じる見込みです。特に数字では示していませんが、各区分の割合はあまり大きく変わらないと見込んでいます。将来的に要介護5の方だけが急激に増えるというような

ことはなく、全体的にはこのままの割合で推移すると推測しています。

続いて3番の介護予防サービス見込量、4番の介護サービスの見込量です。こちらは各サービスを千円単位で見込給付額として作成したものです。在宅、居住系、施設とサービス別に推計を出しています。第8期推計は計画に掲載している額です。それに対して第8期実績は、令和3年度、4年度の実績と、5年度については、4月から8月までの実績から1年分を推計したものです。第9期については、これらの実績に基づいて推計し、12年度、22年度、32年度は、見える化システムの自然推計の数字をそのまま掲載しています。

5番の総給付費については、3番と4番を合わせた給付費の推計、6番の標準給付費は、5番に高額介護サービス給付額等、その他の給付費を合わせた額になります。この標準給付費を給付費の推計として使用しています。第9期の推計としては、令和6年度で94億円程度、令和7年度では97億円程度、令和8年度では100億円程度と見込んでいます。第8期の実績では、令和3年度、4年度がコロナの時期に当たりますので、総給付費はあまり伸びていません。今年度についてはコロナが明けて給付費が約3%から4%伸びると見込んでいます。この見込みが続くことを仮定して、6年度、7年度、8年度について推計しています。

また、資料3-2の数字は、資料1の53ページ以降に記載されている数字で、これらについてもサービス見込量等と同様に算出しています。

冊子にする際には、令和6年から8年度を見込量、令和12年度、22年度、32年度を将来推計として出したいと考えています。それぞれの数字については、資料1の給付額と同様に、現行の実績に基づいて推計したものです。

委員長

資料3-1、3-2について、質問、確認等はありませんか。

委員

第8期の場合は、現実と少し乖離しているのではないかと考えていましたが、第9期の推計は現実的な数字になっていると思います。第9期の推計は第8期の推計に対して、例えば令和5年度では大幅減になっていますし、令和22年度、2040年度は、約6億5,500万円の減額になっています。2050年には第2号保険者が大幅に減って約60%になり、13,800人減少します。第1号被保険者はほぼ横ばいですから、第1号被保険者の負担割合は相当高くなるのではないかと思います。コンピューターで出されただけの計算ではなく、何か配慮されたことがありますか。

事務局

給付費に関しては、自然推計をあまり使っていません。先ほど説明したとおりコロナの影響で令和3年度、4年度の実績が下がっていますので、それに基づいて出された推計は低い数字でした。令和5年度に入ってから実績が上向き始めているため、これを勘案してできるだけ現実に即した数字になるよう配慮したところです。

委員

資料2の2ページ、資料1の41ページにコミュニティバスの中心市街地線の利用実績と推計があります。中心市街地についてはかなり利用者数があると思いますが、郊外のコミュニティバスについては、利用が進んでいないと思います。ふれあいセンター姫で事業をやっていますが、免許の返納をすると移動手段がないため利用が伸び悩んでいます。

あいのりタクシーやコミュニティバスの利用を促していますが、思った時間に利用できないことから、なかなか利用に結びついていません。中心市街地だけではなく郊外の移動手段についても何らかの手立てを考えていく必要があると思います。

また、資料 1 の 1 ページに地域包括支援センターの相談件数として、令和 3 年度が 11,748 件、令和 8 年度には 13,400 件程度と推計されています。地域包括支援センターについては、もともと国が小学校区単位での設置を想定していましたが、多治見市については 6 箇所、概ね中学校区圏域で設置をされています。在宅での介護へとシフトしていくこと、相談件数も増えている状況の中で、地域包括支援センターを今後増やしていく考えはありませんか。

事務局

まず地域包括支援センターの設置数については、概ね 65 歳以上の高齢者 3,000 人から 6,000 人に 1 箇所とされていますので、現在の 6 包括を増やす予定はありません。ただ、地域に根ざした地域包括支援センターの運営と掲げていますので、運営については考えていきたいと思っています。

移動手段については、高齢福祉課だけではなく都市政策部門と協議しなければならないところですが、コミュニティバス以外の移動手段も含めて今後検討していくべき課題だと考えています。

委員

資料 3-1 の 7 番、地域支援事業費について、8 期計画では将来推計で 2040 年には 150% の伸び率で上がっていましたが、9 期計画では 2040 年から 2050 年までほぼ横ばいと、推計されています。これは、どのような理由ですか。

事務局

この 8 期の推計については高すぎるという指摘をいただいていた。いろいろな見直しを行う中で現実的な推計をしたところ。

委員長

ほかに意見はありませんか。(意見なし)

多くの意見を伺えたと思います。ご確認いただいて、お気づきの点もあるかと思うので、次第 1 の計画案、次第 2 の活動指標、次第 3 のサービス推計についてご意見のある方は、12 月 15 日までに事務局に意見を出していただきたいと思っています。

本日の意見と今回までの意見を基に、資料 1 の計画素案を修正したいと思います。

4. その他

委員長

それでは次第 4、その他について事務局から説明願います。

事務局

次回の委員会は、委員長や事務局、会場の都合から、2 月 13 日火曜日 13 時 30 分から駅北庁舎 4 階の第 1、第 2 会議室で開催したいと思います。

委員長

2月13日火曜日13時30分から駅北庁舎4階の第1、第2会議室で開催ということで、いかがでしょうか。(意見なし)

事務局

計画案につきましては、今回の委員会で出された意見や12月15日までにいただく意見を事務局内で検討し、言葉の言い回しの修正なども含めて委員長の確認を得た上で校正をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長

校正については、資料1を基に、本日の意見と15日までにいただく意見を確認した上で、事務局にて校正することとしてよろしいですか。(意見なし)

事務局

校正後の資料1を再度委員の皆さんに送付すると同時にパブリックコメントを実施したいと思います。パブリックコメントの資料に対し意見がありましたら、1月22日月曜日までに文書にて事務局へお寄せいただきたいと思います。それを基に、次回の策定委員会にて、パブリックコメントの意見に対する回答を含めて協議願いたいと考えています。

委員長

ただいまの事務局の説明について、何か質問・意見はありませんか。(意見なし)

閉 会

委員長

それではこれをもちまして、第4回多治見市高齢保健福祉計画策定委員会を終了します。

(終了)